

仕 様 書

1 設置箇所

施設名	所在地	設置箇所	設置面積
福井県立鯖江青年の家	鯖江市上野田町19-1	宿泊棟1階 ラウンジ	2.5 m ² (幅 2.5m×奥行 1.0m)

※設置面積には空き容器回収ボックスの設置面積を含む。

2 自動販売機の設置台数 1台

※原則、現在流通している一番新しい紙幣・硬貨に対応できること。

3 設置期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

なお、契約期間の更新はありません。(契約期間満了前に新たに公募を行います。)

4 必要経費

自動販売機の設置および撤去に必要な経費は乙（設置事業者）の負担とする。

5 設置機器の仕様について

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとすること。

ア 転倒防止「自動販売機の据付基準」(JIS 規格) 及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成) を遵守した措置を講じるものとする。

イ 消費電力は1200kW以下としノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること

ウ 複数メーカーの商品を販売できる機種であること

6 利用上の制限

乙は、契約期間中は次の事項を遵守すること。

ア 契約条項を遵守し、販売手数料を期限までに確実に納入すること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡または転貸してはならないこと。

ウ 自動販売機の設置および管理運営に必要な一切の業務を甲の承諾なく第三者に委託してはならないこと。

エ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間および経路については甲の指示に従うこと。

- オ 販売品目は清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。
- カ 販売価格は標準小売価格以下の価格とすること。
- キ 本件に係る自動販売機の売上金額・売上数量等を、別に指定する期日までに甲に報告すること。

7 維持管理

- 乙は、契約期間中は次の事項を遵守すること。
- ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、乙が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- イ 自動販売機に併設して、販売する商品の使用済容器回収ボックスを必要数設置し、乙の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ウ 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行うこと。
- エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置し、転倒防止対策を行うこと。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- オ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、乙の責任において対応すること。

8 設置場所の返還および原状回復

- 乙は、契約期間が満了または契約の解除された場合は速やかに原状回復すること。
- なお、原状回復に要する費用は乙の負担とする。

9 自動販売機設置等に伴う事故

- 甲の責めに帰する事由による場合を除き、乙がその責を負う。

10 商品等の盗難および破損

- (1) 甲の責めに帰することが明らかな場合を除き、甲はその責を負わない。
- (2) 乙は商品および自動販売機が汚損または毀損したときは自らの負担により速やかに復旧しなければならない。